

2-2 エネルギー計測装置の要件

【本事業で導入するエネルギー計測装置の要件】

- ① エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- ② 計測ポイントは以下の条件を満たすこと。
- ③ エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。
- ④ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

	機能区分	設備項目	
計測ポイント	電力使用量※1の計測・取得※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●
		空調設備※3	○
		太陽光発電システムの発電量・売電量	●
		ヒートポンプ式給湯器(エコキュート等)	○
		ガスコージェネレーションシステムの発電量	○
		蓄電池システムの蓄電量・放電量	○
	使用電力計測・取得間隔※4	30分以内	●
	データ蓄積期間※5※6 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1カ月以上	●
		1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)。
- ※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 主たる居室に設置する空調設備の電力使用量データを取得することができること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔。
- ※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。